

## 職員の処分について

2023年7月21日（金）、本学職員（病院勤務）が、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（略称：東京都迷惑防止条例）違反（痴漢行為）の疑いで逮捕されました。

このことを受け、学内では直ちに懲戒委員会を設置し、事実確認等を行い、2023年10月31日付で、当該職員を懲戒処分として、諭旨解雇といたしました。

本学職員がこのような行為をして逮捕されたことは、誠に遺憾であり、被害に遭われた方やそのご家族の皆様にご多大なるご不安とご迷惑をおかけしましたことに対して、深くお詫びを申し上げます。今後、このような事態が再発しないよう全力を尽くし、全職員への指導を徹底してまいります。

2023年11月20日

東京医科歯科大学長

田 中 雄二郎

**【本件に関する問い合わせ先】**

総務部コンプライアンス課

（ 電 話 ） 03-5803-5089